人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）
文部科学大臣下村博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○農林水産大臣臨時代理解職
同　太田　昭宏
農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
高野　芳久
簡易裁判所判事に任命する（以上六月一日）
○防衛大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月二日）

農林水産省

（九州農政局総務部長）農林水産事務官　可知　博之
大臣官房地方課管理官に配置換する
（大臣官房秘書課課長補佐）同　清水多嘉男
九州農政局総務部長に昇任させる（以上六月一日）

叙位・叙勲

○叙位
正五位に叙する（各通）
渡辺　豊樹
正四位に叙する
従七位　北川　均
正七位　松尾　昌泰
従七位に叙する　三浦　儀平
正五位に叙する（各通）
大石　豊喜　島野　庸一
野村　輝喜　西本　征幸
従五位に叙する（各通）
水谷　勝一　村松　敦
正八位　木村　美恵
野久尾正徳　藤原　久則
山崎　篤　山本　春雄
正六位に叙する（各通）
岩渕　壽男
大畠　武一
（嘉麻市議会議員）黒川　安臣
鳴海　重久
従六位に叙する（各通）
磯田　要一　那須　博之
福元　善次　前田　利秋
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上四月二十九日）
大年　英夫　佐々木敬彦
高橋　鐵朗　土肥保太郎
従五位に叙する（各通）
大関　弘尚　土田　勝弘
野澤　茂　森　重彦
正六位に叙する（各通）
正八位　五十嵐一雄
奥田　朝雄
（千葉県巡査部長）
従六位に叙する（各通）
森　俊亮
正七位に叙する（各通）
熊谷　安夫　養田　茂雄
従七位に叙する（各通）（以上四月三十日）
（九州大学名誉教授）正七位
高田　勝
正四位に叙する
（副検事）
跡治　隆司　安藤　敏郎
従四位に叙する
秋元　友造　長田　義満
田尻　靖幹　橋本　茂男
従五位に叙する（各通）
吉田　辰夫
正六位に叙する（各通）
木村　美恵
坪井　章
松本　武男
大西　孝行
樫村　雅義
梶原　雄一
後藤　正一
前田松次郎
橋本　幸一
築　忠義
高井　利夫
石塚　鑛司
飯田　光雄
井上　武彦
長瀬明男子
堀江　清
横山　勝
新海英一郎
八島　徳雄
山崎　繁喜
櫻井　競
山田　利藏
直井　廣治
佐藤　和人
従四位に叙する（五月三日）
岸　孝夫　菅野　信夫
橋本　達男　屋代　勝一
渡辺　信之　西向　繁登
従六位に叙する（各通）
足立　良藏　荻野　英生
菅原　文吾　長谷川伊吉
正七位に叙する（各通）
佐藤　吉男　草野　敏彦
野田　孝三　茅原　憲男
従七位に叙する（各通）（以上五月一日）
宮本　喜代
坂本　豊吉
正六位に叙する（五月二日）
畔柳　正孝
従四位に叙する（五月三日）
長井　道孝
正七位に叙する（五月五日）
○叙勲
旭日小綬章を授ける
（嘉麻市議会議員）梶原　雄一
山崎　篤
旭日双光章を授ける（各通）
鳴海　重久
立山　信幸　濱砂　定廣
原田　政弘　吉田　金佶
旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十九日）
細川　晴男　本多　八郎
三浦　義昭　三川　斌
旭日単光章を授ける（各通）（四月三十日）
小笹　孝壽
旭日単光章を授ける（五月一日）
北川　均
瑞宝中綬章を授ける
木村　美恵　島野　庸一
前田　利秋　村松　敦
瑞宝双光章を授ける（各通）
黒川　安臣　築　忠義
堀　義直　前田松次郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十九日）
佐々木敬彦
瑞宝小綬章を授ける
大関　弘尚　高橋　鐵朗
森　重彦　森　俊亮
瑞宝双光章を授ける（各通）
熊谷　安夫　養田　茂雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三十日）
（副検事）佐藤　和人
瑞宝小綬章を授ける
荻野　英生　草野　敏彦
菅野　信夫　櫻井　競
橋本　達男　屋代　勝一
吉田　辰夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
片山　秀雄　岸　孝夫
菅原　文吾　佐藤　吉男
鈴木　和夫　武田　公夫
西向　繁登　納見　清一
長谷川伊吉　野田　孝三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）
矢野　榮　渡辺　信之
長井　道孝
瑞宝双光章を授ける（五月五日）
本邦駐箚大韓民国特命全権大使　申　珏秀
旭日大綬章を贈与する（五月二十八日）

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年五月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
山浦　晟暉　廣瀬　裕一
鈴木　吾郎　高橋　寛　八社宮弘士　橋場　博
坂東　一江　久保　俊寛　宮永　理吉
大矢十四彦　山田　幸男　前田多實子
神口　勲　高嶋　孝子　田中　明
佐藤みつ江　大場　寛子　岩崎　清美
真石　博之　大塚　雄造　白井　一男
前田　剛　林　俊　渡邉　喜八
齋藤　修一
褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）
紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年五月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
澤田　明子　麻生　浩一
市村　緑郎　松前　孝子
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）